

○農林水産省告示第千四百十四号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）第二条の集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものとして農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動を次のように定める。

令和四年九月十五日

農林水産大臣 野村 哲郎

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第二条の集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものとして農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動は、次に掲げる環境負荷低減事業活動とする。

一 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）第二条に規定する有機農業をいう。）の生産活動

二 廃熱の回収利用その他の特定区域に存在する資源の活用により、温室効果ガスの排出（地球温暖化対策

の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。）の量の削減に資する農林漁業の生産活動

三 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動

附 則

この告示は、公布の日から施行する。